

石川県公報

令和4年5月10日(火曜日)

号 外

(第43号)

目 次

公安委員会
○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

公安委員会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月十日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第五号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則(昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第九十一条」の下に、「第九十一条の二第一項」を加え、「限定解除・審査申請書又は」を「限定解除・審査申請書」に改め、「条件解除・変更申請書」の下に「又は別記様式第十一の二の運転免許条件申請書」を加える。

第二十条の二第二項中「第八十五条第六項、第七項又は第八項」を「第八十五条第五項から第十項まで」に、「第十三条」を「第十三条第一項」に、「別記様式第十一の二」を「別記様式第十一の三」に改め、同条第二項中「別記様式第十一の三」を「別記様式第十一の四」に改める。

第二十一条第一項中「別記様式第十一の四」を「別記様式第十一の五」に、「別記様式第十一の五」を「別記様式第十一の六」に改め、同条第二項第一号中「とする。」の下に、「場所及び方法」を加え、同項第三号中「場所」の下に「(消防学校、消防本部等の屋外訓練場等で、第四項の評定を行うことができる場所とする。)」を加え、同項第六号を削り、同条第五項中「別記様式第十一の六」を「別記様式第十一の七」に、「別記様式第十一の二」を「別記様式第十一の三」に改め、同条第六項中「合格」を「合否」に改める。

第二十二条の四第一項中「別記様式第十一の七」を「別記様式第十一の八」に改め、同条第二項中「別記様式第十一の八」を「別記様式第十一の九」に改める。

第二十九条の七中「別記様式第十三の五」を「別記様式第十三の五の二」に改める。

第三十条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、「別記様式第十三の六」の下に「から別記様式第十三の六の三まで」を加える。

第三十一条の五を第三十一条の六とする。

第三十一条の四第二項中「別記様式第十一の七」を「別記様式第十一の八」に改め、同条を第三十一条の五とし、第三十一条の三を第三十一条の四とし、第三十一条の二の次に次の一条を加える。

(申請による免許の条件の付与等)

第三十一条の三 法第九十一条の二第一項の規定による免許の条件の付与の申請は、別記様式第十一の二の運転免許条件申請書により運転免許課長又は警察署長を経由して行わなければならない。

2 法第九十一条の二第一項の規定による免許の条件の変更の申請は、別記様式第十一の二の運転免許条件申請書により運転免許課長を経由して行わなければならない。

別記様式第十一の八を別記様式第十一の九とする。

別記様式第十一の七中「第31条の4」を「第31条の5」に改め、同様式を別記様式第十一の八とする。

別記様式第十一の六を別記様式第十一の七とし、別記様式第十一の五を別記様式第十一の六とし、別記様式第十一

の四を別記様式第十一の五とする。

別記様式第十一の四

| | |
|------------------------------------|-----------------------------|
| 運転免許を受けていた 期間が法定期間に達し ているため、 | 運転免許証を再交付さ れたため、 その他、 |
|------------------------------------|-----------------------------|

を

| |
|---|
| 1 運転免許を受けていた期間が法定期間に達しているため 2 運転免許証を再交付されたため 3 その他 () |
|---|

を

| |
|------------------------|
| 中型 準中型 普通 大自二・普自二 小型二輪 |
|------------------------|

を

| |
|---------------------------|
| 大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪 |
| MT車 AT車 |

を

| |
|-------------|
| け 引 二 |
|-------------|

を

| |
|-------------|
| 牽 引 二 |
|-------------|

に改め、同様式備考に次のよ

うに加え、同様式を別記様式第十一の四とする。

- 3 記載申請の理由がその他に該当する場合は、()内にその理由を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十一の四

| |
|------------------------|
| 中型 準中型 普通 大自二・普自二 小型二輪 |
|------------------------|

を

| |
|---------------------------|
| 大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪 |
| MT車 AT車 |

を

| |
|-------------|
| け 引 二 |
|-------------|

を

| |
|-------------|
| 牽 引 二 |
|-------------|

に改め、同様式中備考を備考

1とし、同様式備考に次のようにする。同様式を別記様式第十一の四とする。

- 2 「MT車」は、AT車以外の自動車をいう。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十一の次に次の様式を加える。

別記様式第11の2 (第20条、第31条の3関係)

運 転 免 許 条 件 申 請 書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

| | |
|----------------|-------|
| ふ り が な | |
| 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |
| 付与を受けようとする条件 | |
| 変更を受けようとする条件 | |
| 免許証の記載事項の変更の有無 | 有 ・ 無 |

----- (この線から下には記載しないこと。) -----

| | |
|-----------------|------------|
| 限 定 解 除 審 査 結 果 | |
| 免許証の写し (表) | 免許証の写し (裏) |
| | |

別記様式第11の2の用紙「認知機能検査」を「認知機能検査等」とし、「記憶力・判断力が低くなっている」を「認知症のおそれがある」と改め、回診の次に次の1筆を加える。

別記様式第13の5の2 (第29条の7関係)

| | | | | | | | | |
|--|-----------|--|---------|--|---------|--|----|--|
| 第 号 | | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | | |
| 臨時適性検査通知書 | | | | | | | | |
| 住所 | | | | | | | | |
| どの殿 | | | | | | | | |
| 石川県公安委員会 印 | | | | | | | | |
| あなたは、認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第4項の規定による臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受けていただくことになりましたので、通知します。 | | | | | | | | |
| この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の取り消し(拒否留)の処分(効力の停止)を受けます。 | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>適性検査を行う理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適性検査の期日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適性検査の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> | 適性検査を行う理由 | | 適性検査の期日 | | 適性検査の場所 | | 備考 | |
| 適性検査を行う理由 | | | | | | | | |
| 適性検査の期日 | | | | | | | | |
| 適性検査の場所 | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | |

※ 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医(かかりつけ医)の診断書を提出した場合には、臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受ける必要はありません。

※ 診断書を提出する場合は、年月日までに、石川県警察本部交通部運転免許課適性検査係に提出してください。

※ この通知について、不明な点がある場合には、下記までお問い合わせください。

問合せ先：〒920-0209
 金沢市東蚊爪町2丁目1番地
 石川県警察本部交通部運転免許課適性検査係
 電話 (076) 238-5901

「認知機能検査の結果」や「認知機能検査等の結果」で「記憶力・判断力が低くなっている」や「認知症のおそれがある」等の結果が出た場合は、

別記様式第13の6の2 (第30条関係)

第 号
年 月 日

診 断 書 提 出 命 令 書

住所

の 殿

石川県公安委員会 印

あなたは、認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を提出していただくようお願いします。

が拒否される

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、運転免許

が保留される

こととなります

が取り消される

の効力が停止される

ので、ご注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、ご注意ください。

| | |
|--------------|----------------------|
| 診断書の提出を命ずる理由 | |
| 診断書の提出期限 | 年 月 日 |
| 診断書の提出先 | 石川県警察本部交通部運転免許課適性検査係 |
| 備考 | |

※ この通知について、不明な点がある場合には、下記までお問い合わせください。

問合せ先：〒920-0209

金沢市東蚊爪町2丁目1番地

石川県警察本部交通部運転免許課適性検査係

電話 (076) 238-5901

別記様式第13の6の3 (第30条関係)

| | |
|--|---|
| | 第 号 年 月 日 |
| 住所 どの 殿 | 診 断 書 提 出 命 令 書 いしかわけんこうあん いんかい 石川県公安委員会 印 |
| <p>あなたは、自動車等の安全な運転に支障のある病気であるおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書を提出していただくようお願いいたします。</p> | |
| が拒否される が保留される が取り消される の効力が停止される | |
| <p>なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、運転免許が取り消されることとなりますので、ご注意ください。</p> | |
| <p>また、提出された診断書が上記の要件を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、ご注意ください。</p> | |
| 診断書の提出を 命 ず る 理 由 | |
| 診断書の提出期限 | 年 月 日 |
| 診断書の提出先 | いしかわけんけいさつほん ぶ こうつう ぶ うんてんめんきよ か てきせいけん さ かかり 石川県警察本部交通部運転免許課適性検査係 |
| 備 考 | |

※ この通知について、不明な点がある場合には、下記までお問い合わせください。

問合せ先：〒920-0209
 金沢市東蚊爪町2丁目1番地
 石川県警察本部交通部運転免許課適性検査係
 電話 (076) 238-5901

附 則
 (施行期日)
 1 この規則は、令和四年五月十三日から施行する。

(経過措置)
 2 改正前の石川県道路交通法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用するものとされる。